

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 役員等の費用弁償に関する規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神社協規程第 8 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会の役員，評議員，顧問，各種委員会等の構成員（常勤の役員を除く）に対する費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第 2 条 役員会，評議員会，各種委員会等の構成員が役員会，評議員会及び各種委員会等に出席したときは，原則として，出席に要した運賃実費及び日当 2,000 円の費用弁償を行うものとする。

第 3 条 役員，評議員，各種委員等が，その職務を遂行するため旅行したときは，前条の規定にかかわらず神栖市一般職の職員に支給する旅費に相当する費用弁償を行うものとする。

(委 任)

第 4 条 この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

付 則

- 1 この規程は，昭和 61 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この規程は，平成 17 年 8 月 1 日から施行する。（改訂第 42 号）